

令和7年度羽島市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和7年5月20日策定

1. 方針の目的

羽島市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を次のとおり定める。

2. 適用範囲

この調達方針は、市の全ての部署が発注する物品及び役務（以下、「物品等」という。）を調達する場合に適用する。

3. 調達方針の対象となる障害者就労施設等

この調達方針の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

- ① 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う施設）
- ② 地域活動支援センター（小規模作業所、障害者デイサービス事業所等）
- ③ 生活介護事業所
- ④ 就労移行支援事業所
- ⑤ 就労継続支援事業所（A型及びB型）
- ⑥ 小規模作業所

（2）障がい者を多数雇用している企業

- ①「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく子会社（特例子会社）

②重度障害者多数雇用事業所

下記の3つの項目、いずれにも該当する事業所

ア 障がい者の雇用者数が5人以上

イ 障がい者の割合が従業員の20%以上

ウ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

- ①在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を行う障がい者）
- ②在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

4. 調達の対象品目

調達対象となる物品等は、特に分野を限定することなく障害者就労施設等が供給可能な物品等とする。

5. 物品等の調達の目標

優先調達の目標額 900,000円

6. 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品についての情報収集を行い、この情報をもとに、各部署に対して障害者就労施設等への優先調達の依頼を行う。
- (2) 各部署より障害者就労施設等に発注可能な物品等の情報提供を依頼し、障害者施設等にその情報提供を行う。
- (3) 各部署に対しては、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。

7. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市において、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、速やかに市ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績について取りまとめを行い、速やかに市ホームページで公表する。